

正誤表 (詳解 国際法律文書作成)

77頁； (キ) 12行目 *sent* を *send* に修正する

95頁； 13行目 (*supra* は、以下の(オ)を参照。) → (オ)をe)に修正する。

同時に、96頁e) (イ)の□内の最後に *supra* を追加して読む。

96頁； e) 「イタリック体で表示する必要がある場合」の(イ)一行目；「・・・以下のラテン語・・・」とあるのを、「・・・以下に例示するようなラテン語・・・」に修正する。

107頁； **例2** 仲裁条項の実例2。

初めの日本語の説明の2行、「ARBITRATION (通常の ICC ルールによる場合。仲裁地はスイスのジュネーブ、言語はドイツ語の例)」中、「仲裁地」と「言語」を次の通り修正する。 → 仲裁地は東京、言語は英語の例

124頁；脚注の第五節三行目「が、州によっては、上記条文例2・・・」とあるのを、「が、州によっては、上記条文例B (119頁)・・・」と修正する。

137頁； c) **Termination of Agreement** (契約解除に関する条項) (ア) 第三節の1~2行目から、「**punitive damages** (懲罰賠償) や」を削除する。

141頁； 最後の節「期間の条項の実例3. JAPANCOMP 契約の8.02 条を参照。」の文章の中の、「期間の条項の実例3.」を「契約解除条項の実例3.」と修正する。

162頁； (キ) 「国際的資本移動」第一節の5行目「・・・上記本C) 項 (オ) (160頁) の合弁会社設立や・・・」とあるのを、「・・・上記本C) 項 (エ) (159頁) の合弁会社設立や・・・」と修正する。

168頁； (ツ) 「**International Bankruptcy** (海外取引先の倒産) への対処」のタイトル中、**Bankruptcy**を**Bankruptcy**と修正し、また、同(ツ) 第三節第二行目「・・・米国連邦破産法**Chapter Eleven** (11) の特徴を・・・」とあるのを「米国連邦破産法**Chapter Seven** (7) や**Eleven** (11)、あるいはその他の関連法の特徴を・・・」と修正する。

205頁； **ownership and risk**の項 205頁の最後の行~206頁 「・・・個別契約、個別取引等における主要な留意事項のb) やc) の関連部分の説明」とある中、「b) やc) の関連部分の説明・・・」を「(c) (ア)①の説明(154・155頁)」と修正する。

207頁； 「**refusal** 選択、拒否・拒絶」の項 5・6行目

→ 「**last refusal right** を参照」の文章を削除する。

211頁； 「**as**」の項 11行目 「・・・などをするために**as of** を使う・・・」とあるのを「・・・などを明確にするために**as of**・・・」と、「明確に」を挿入する。